

弁護士と社会福祉士タッグ
高齢者らの権利擁護へ協議会

仙台弁護士会と県社会福祉士会は、地域包括支援センターなどの後方支援に当たる県高齢者・障害者権利擁護連携協議会を設立した。法律と福祉の専門家が協力し、高齢者らが抱える法律トラブルの迅速な解決が期待される。

県内を14地域に分け、担当の弁護士と社会福祉士を原則2人ずつ配置する。包括支援センターや障害者相談支援センターが受けた相談に助言し、必要に応じ代理人になる。

弁護士が債務整理や消費者被害の回復などを助言したり代理人としてトラブル解決に当たったりするケースを想定する。協議会会長の大橋洋介弁護士は「県全体にネットワークを張り巡らせ、高齢者や障害者の権利を守りたい」と話した。